

# 令和8年度アスリートコンディション管理ツール運営業務委託に係る提案競技実施要領

令和8年3月2日

島根県競技力向上対策本部

## 1 趣旨

本ツールの導入は、スポーツ現場における選手のコンディションを体調、疲労度等の情報を継続的に可視化することで効率的に把握し、適切な指導および支援に繋げることを目的とするものである。

また本ツールは、トレーナーや栄養士等の専門家が情報を共有し、相互に連携をしながら選手やチームに介入する基盤として活用することを想定している。

そのため、選手とそのチームの状況把握及び専門家の連携の基盤となるクラウド型ツールの導入・運用・保守に関する業務を対象とする。

プロポーザル提案競技を実施することにより、技術力・体制・実績等を総合的に評価し、委託事業者を選定する。

## 2 委託業務名称

令和8年度アスリートコンディション管理ツール運営業務

## 3 委託業務内容等

### (1) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

なお、契約期間は1年、最長5年（令和13年3月31日）まで業務履行状況及び経営状況等を勘案のうえ更新を可能とする。また、更新の際、年度ごとの業務内容や必要経費などについては、見直し・変更を可能とする。

### (2) 業務内容

別添資料1のとおり

### (3) 委託費限度額

5,880,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

## 4 参加資格

次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法令に基づき適正に事業を営んでおり、本業務に関連する関係法令を遵守している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定す

る暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- (8) 国、地方公共団体、独立行政法人、学校法人、または公益法人等、公的性格を有する団体との業務契約について、過去3年で3件以上の履行実績を有する者であること。
- (9) 本業務を安定的かつ継続的に実施できる人的体制、技術的能力及び経営基盤を有する者であること。
- (10) 提出書類に虚偽の記載がない者であること。
- (11) 申請書及び添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾すること。

## 5 参加資格の確認書類

参加希望者は、次に掲げる書類を指定する期限までに提出すること。

なお、写しの一部については、契約者決定後、原本の提出をすること。

### (1) 提出書類

| NO | 書類名                    | 書類形式      | 内容・備考  |
|----|------------------------|-----------|--|
| 1  | 提案競技参加表明書              | 所定様式【様式1】 | ・【様式1】に必要事項を記入の上、提出<br>・法令を遵守していること、税の滞納がないこと、反社会的勢力でないこと、提出書類に虚偽がないこと等を誓約 |
| 2  | 登記簿謄本<br>又は<br>登記事項証明書 | 写し※1      | ・発行後3か月以内のもの   |
| 3  | 納税証明書<br>(国税)          | 写し※1      | ・発行後3か月以内のもの<br>・税務署が発行する国税（消費税及び地方消費税を含む）について滞納がないことを証明する納税証明書            |
| 4  | 納税証明書<br>(都道府県税)       | 写し※1      | ・発行後3か月以内のもの<br>・本社が所在する都道府県が発行する都道府県税（法人事業税を含む）に滞納がないことを証明する納税証明書         |
| 5  | 履行実績証明書                | 写し        | ・国や地方公共団体等、公的性格を有する団体との契約実績を3年以内のものを3件以上<br>・履行実績が確認できる書類（契約書・業務完了報告書など）   |
| 6  | 会社等組織概要                | 自由様式      | ・会社案内、要覧、定款等   |

写し※1について、契約者決定後、契約締結前に原本を提出すること。

### (2) 提出期限

令和8年3月9日（月） 17:00 必着

## 6 提案方法

提案者は、提案書及びプレゼンテーションにより提案を行う。

### (1) 提案書の提出

#### ① 提案内容

本実施要領に基づき別添の資料1及び2を参照し、作成した提案書及び見積書を指定する期限までに提出すること。

#### ② 提出期限

令和8年3月19日(木) 17:00 必着

### (2) プレゼンテーションの実施

#### ① 日時

- ・令和8年3月25日(水) 午後からとし順番及び開始時間は、事務局が指定する。
- ・プレゼンテーションに要する準備及び撤収時間は、実施時間に含まれないが、開始時間に始められるよう開始時間15分前から会場への入場を認める。

#### ② 場所

- ・島根県庁 黒田庁舎(島根県松江市黒田町488-2) 1F会議室

#### ③ 実施方法

- ・提案者による対面でのプレゼンテーションとする。
- ・提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書の内容を補足説明するものとし、提案書に記載のない内容の説明を認めない。

#### ④ 実施時間(1団体あたり)

- ・プレゼンテーション:30分以内
- ・質疑応答:15分程度

#### ⑤ 出席者

- ・プレゼンテーションへの出席者は、3名以内とする。
- ・業務の実施責任者(またはそれに準ずる者)の出席を原則とする。

#### ⑥ 使用資料

- ・使用する資料は、提出済みの提案書のみとする。(ただし、ディスプレイを用いたクラウドシステムのテスト環境・実機デモンストレーションの操作画面の投影については、この限りではない。)
- ・パソコン等の提示用機材は提案者側で持参すること。なお、電源及び画面投影用として、会場に設置されたディスプレイ(50インチ・HDMI接続)を使用できるものとする。
- ・インターネット環境を含み接続機器などの必要機器の準備および操作は提案者側で行うこと。

### (3) その他

- ① 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する経費は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ③ 本要領に基づき提出された書類は返却しない。

## 7 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。

- (1) 提案競技参加者から書類の提出を受け、別に設置する「令和8年度アスリートコンディション管理ツール運營業務委託に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において審査を行

- い、最も優れた提案を行った1団体を委託候補者として選定する。
- (2) 委員会を選定した者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託候補者とする。
  - (3) 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
  - (4) 審査は、以下の観点により行う。
    - ①【業務実施方針】
      - ・本事業の趣旨、目的（競技力向上）を深く理解しているか。
      - ・全体設計が事業趣旨に沿っているか。
    - ②【システム機能】
      - ・体調管理、可視化機能等のシステム仕様を満たしているか。
    - ③【システム・データの活用方法】
      - ・データ分析やフィードバックにおいて、医科学の知見を持った具体的かつ効果的な手法が示されているか。
      - ・現場（選手、指導者、専門スタッフ）での具体的な活用方法が示されているか。
    - ④【導入・運用体制】
      - ・委託業務遂行上、十分な推進体制（運用サポート・研修含む）となっているか。
      - ・情報セキュリティ対策や個人情報保護の対応が適切か。
      - ・具体的で実現可能な導入スケジュールが設定されているか。
    - ⑤【類似業務実績・ノウハウ】
      - ・類似業務における実績の規模や成果が、本事業の推進に活かせる優れた内容か。
      - ・データ集計分析や分析結果に基づきこの事業に関わる人材の資質向上につなげるノウハウを有しているか。
    - ⑥【独創性】
      - ・本事業の目的達成及び成果の向上に資する効果的な追加提案があるか。
    - ⑦【経済性・費用対効果】
      - ・提案金額が委託費限度額の範囲内であることに加え、見積内訳の妥当性、最長5年間を見据えた中長期的なランニングコスト（TCO）、および予算内で提供される付加価値（費用対効果）が高い提案となっているか。
  - (5) 審査結果については、全参加者に文書で通知する。
  - (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 8 募集に関するスケジュール等

### (1) 提案競技参加表明書等の提出

#### ①提出期限

令和8年3月9日（月）17：00 必着

#### ②提出方法

- ・上記5（1）の書類について、各1部郵送又は持参により提出すること。
- ・持参の場合の受付時間は、9：00から17：00（土・日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

### (2) 業務委託内容に関する質問と回答

#### ①質問提出期限

令和8年3月12日（木）12：00 必着

②質問方法

「業務委託に係る質問書（様式2）」を電子メールにより提出すること。

③回答方法

- ・回答は、各参加者の質問内容を取りまとめ、質問者名を省略したうえで全参加申込書提出者に対して、電子メールにより回答する。
- ・質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に緊密に関わるものについては、質問者のみ回答する場合がある。

④回答予定

令和8年3月13日（金）

(3) 企画提案書の提出

①提出期限

令和8年3月19日（木）17：00 必着

②提出方法

- ・紙媒体（正本1部、副本4部）を郵送又は持参により提出するとともに、併せて電子データ（PDF形式）を電子メールにて提出すること。
- ・持参の場合の受付時間は、9：00から17：00（土・日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

【電子メール提出に関する指定事項】

- ・提出先アドレス：shimane.sms.supportcenter@pref.shimane.lg.jp
- ・メール件名：「【提案書提出】アスリートコンディション管理ツール\_（法人名）」とすること。
- ・注意事項：データ容量が50MBを超える場合は、事前に事務局へ相談すること。  
また、電子メール送信後は、必ず電話にて事務局へ着信確認を行うこと。

(4) プレゼンテーション（提案説明）

実施日は令和8年3月25日（水）午後からとし順番及び開始時間は、事務局が指定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年3月26日（木）（予定）までに提案競技参加者に書面により通知する。ただし、審査状況その他やむを得ない事由により、通知時期を変更する場合がある。

9 契約の締結等

(1) 契約の締結

契約の相手は、審査会で選定された最優秀提案者を業務受託予定者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(2) 契約内容

島根県競技力向上対策本部と業務受託予定者との間で、提案書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、契約内容を決定する。

(3) 契約金額

業務受託予定者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 契約保証金

契約金額の10/100以上。

ただし、島根県会計規則第69条の2に該当する場合は免除する。

(5) 支払方法

業務受託予定者と協議の上、定める。

(6) その他の契約条項

業務受託予定者と協議の上、定める。

(7) 事業予算不成立の場合の企画提案の取り扱いについて

この企画提案は、令和8年度当初予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生ずるものとし、島根県議会（2月定例会）において当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

10 提出先及び問合せ先

島根県競技力向上対策本部 事務局

（島根県環境生活部スポーツ振興課内）

担当：青木、橋本

〒690-0876 松江市黒田町 488-2

TEL：0852-67-4120 FAX：0852-67-4126

E-mail：shimane.sms.supportcenter@pref.shimane.lg.jp